



鳥取県公報

令和2年6月26日（金）
第9212号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（381）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（382）（〃）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（383）（〃）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による施術者の廃止の届出（384）（〃）・・・・・・・・・・ 2 指定自立支援医療機関の指定（385）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 3 クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 （386）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 3 とっとりバイオフロンティアの利用料金の一部改正（387）（産業振興課）・・・・ 4 保安林の指定予定（4件）（388～391）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 5 公共測量の終了（392）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る令和元年度の決算の要旨（市町村課）・・・・ 10

告 示

鳥取県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
富長大谷内科クリニック	米子市東福原五丁目12-19	令和2年5月1日
すおうメンタルクリニック	倉吉市下田中町907	令和2年6月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北斗薬局下田中店	倉吉市下田中町906-2	令和2年6月1日

鳥取県告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
富長内科クリニック	米子市東福原五丁目12-19	令和2年4月30日

鳥取県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	南部訪問入浴介護事業所	西伯郡南部町落合480	訪問入浴介護	令和2年5月1日

鳥取県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術者を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住所	廃止年月日
池信 愛美	米子市陰田町380-3	令和2年5月28日

鳥取県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社北斗	倉吉市新町三丁目1177-1	北斗薬局下田中店	倉吉市下田中町906-2	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和2年6月1日

鳥取県告示第386号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所等
 - (1) 第1型研修
日時 令和2年10月4日（日）午後1時から午後5時まで
場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター
 - (2) 第1型講習
日時 令和2年10月4日（日）午後1時から午後5時まで
場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。

- (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
- (1) 第2型研修
 レポートの提出締切日 令和2年11月9日（月）
 受講対象者 第1型研修を都合により受講できなかったクリーニング師
- (2) 第2型講習
 レポートの提出締切日 令和2年11月9日（月）
 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込期間
- (1) 第1型研修及び第1型講習
 令和2年9月7日（月）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 第2型研修及び第2型講習
 令和2年10月5日（月）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 6 受講料
- (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
- (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円
- 7 受講申込先及び問合せ先
 公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
 鳥取市松並町二丁目160
 電話 0857-29-8590

鳥取県告示第387号

平成31年鳥取県告示第138号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき令和2年6月16日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 略	1・2 略
別記1 略	別記1 略
別記2	別記2
薬用冷蔵ショーケース	薬用冷蔵ショーケース
薬用保冷库	薬用保冷库
超低温フリーザ	超低温フリーザ
薬品冷蔵庫	薬品冷蔵庫
細胞保存用液体窒素タンク	細胞保存用液体窒素タンク
<u>バイオメディカルフリーザー</u>	<u>薬品保冷库</u>
大腸菌培養用インキュベーター	大腸菌培養用インキュベーター
別記3・別記4 略	別記3・別記4 略

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

鳥取県告示第388号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市青谷町小畑字奥田1464、1465、1467
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第389号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字白石字馬場谷171の1、172の14、172の16、172の18、172の19、172の20、172の21、宇寺所173、176、192の2、192の3、192の4、192の5、192の6、192の7、192の8、192の9、192の10、192の11、192の12、193の1、193の2、字小畑332の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第390号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規

定により告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字園字笹尾 1376、1377、1379、1380、1384、1385、1386 の 3、1386 の 5、1386 の 6、1386 の 8、1386 の 9、字山ノ上 1985
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第391号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡伯耆町畑池字谷中西山1040の3・1040の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）

- 2 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、智頭町及び若桜町、東伯郡湯梨浜町、北栄町及び琴浦町並びに西伯郡大山町
- 3 終了年月日 令和2年5月27日

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和2年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和2年6月29日（月）から同年7月22日（水）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
令和2年8月1日（土）
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
 - (1) 令和2年8月下旬から同年9月下旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
 - (2) 令和3年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

排水ポンプ車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日(金)

(4) 納入場所

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所米子県土整備局

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和2年7月6日(月)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒683-0054 米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課

電話 0859-31-9779

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和2年6月26日(金)から同年7月21日(火)までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年6月26日(金)から同年7月21日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年7月30日(木)から同年8月6日(木)までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月5日(水)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年8月6日(木)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年7月21日(火)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」

という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Dewatering Truck Quantity 1

(2) July 21, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 6, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(August 5, 2020 5:00 PM: Deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月26日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 吉 田 英 人

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	9	28

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別		一 般	市町村長	特定消防	市町村長 長期	任意継続	計	第3号厚生 年金被保険者
組 合 員 (人)		6,398 (138)	18	712	1	89	7,218	7,124
標準報酬月額 (千円)	長期	2,303,772 (46,696)	11,160	252,140	620		2,567,692	2,564,992
	短期	2,359,222 (47,996)	15,190	252,170	790	30,670	2,658,042	
一人当たり標準報酬月額 (円)	長期	360,076 (338,376)	620,000	354,129	620,000		360,175	360,049
	短期	368,743 (347,797)	843,888	354,171	790,000	344,606	368,251	

()は特別職を内書

3 組合職員の数は、次のとおりである。 (単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	9	2	8	6	0	25

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位：千円)

経理区分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
入 収	負担金	2,069,004	5,768,446	302,055	43,521		89,165	122,845					
	掛金(厚年は組合員保険料)	2,098,078	3,681,404	302,052					118,942				
	施設収入・商品売上									233,611			
	補助金	45,294											
	利息及び配当金	115				4,448	2,081	8	19	27	178,220	1	
	その他の収入	254,596						40,626	9,000	6,121	25,962	6,372	15,775
	他経理から繰入							17,278		39,580			
	前年度支払準備金	306,023											
	計	4,773,110	9,449,850	604,107	43,521	4,448	2,081	147,077	250,806	279,339	204,182	6,372	15,776
	給付	2,057,889											
支 出	役員給与						57,794	18,878	83,649	45,203		1,008	
	旅費・事務費						4,667	2,637	1,271	4,125	483	808	
	商品仕入								10,027				
	飲食材料費								55,625				
	委託費						5,264	16,935	8,272	679	40	13,593	
	支払利息					4,448	2,081			1	97,374	5,095	
	退職者給付拠出金	85											
	前期高齢者納付金	871,863											
	後期高齢者支援金	894,245											
	病床転換支援金	5											
	介護納付金	454,176											
	連合会払込金・連合会拠出金	327,153	9,449,850	604,107	43,521							373	
	その他の支出	2,310						66,504	158,665	140,678	14,657	645	398
他経理へ繰入	17,278							39,580					
次年度支払準備金	308,356												
計	4,933,359	9,449,850	604,107	43,521	4,448	2,081	134,230	236,695	299,522	162,037	6,636	15,807	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 160,250	0	0	0	0	0	12,846	14,111	△ 20,183	42,145	△ 264	△ 31	

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨 (単位：千円)

経理区分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
資 産	流動資産	1,391,926	559,680	37,596	282	15,711	14,155	95,993	259,255	337,301	1,464,731	33,279	11,734
	固定資産					495,900	78,500	1,309	167	996,815	11,488,288	499,142	
	繰延資産												
資 産 合 計	1,391,926	559,680	37,596	282	511,611	92,655	97,302	259,423	1,334,116	12,953,019	532,421	11,734	
負 債	流動負債	192,360	559,680	37,596	282		1,872	17,484	17,102	11,990,524	102	355	
	固定負債	308,356				511,611	92,655	39,443	75,967	204,445	30,913	523,396	5,613
	負 債 合 計	500,716	559,680	37,596	282	511,611	92,655	41,314	93,451	12,021,437	523,498	5,967	
純 資 産	資本剰余金								974,611				
	利益剰余金又は欠損金(△)	891,210					55,987	165,972	137,957	931,582	8,923	5,766	
	純 資 産 合 計	891,210	0	0	0	0	55,987	165,972	1,112,569	931,582	8,923	5,766	
負債・純資産合計	1,391,926	559,680	37,596	282	511,611	92,655	97,302	259,423	1,334,116	12,953,019	532,421	11,734	

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。